

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第 19 条及び第 31 条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令または本協会の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。</p> <p>2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。</p> <p>3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 役員報酬</p> <p>(報酬)</p> <p>第 3 条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 常勤役員に支給する月額報酬及び退職慰労金</p> <p>(2) 非常勤役員に支給する次に定める日当及び月額報酬</p> <p>① 下記会議への出席の都度支給する日当</p> <p style="padding-left: 20px;">常務理事会 30,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">理 事 会 20,000円</p>	<p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第 19 条及び第 31 条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令または本協会の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。</p> <p>2 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。</p> <p>3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 役員報酬</p> <p>(報酬)</p> <p>第 3 条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 常勤役員に支給する月額報酬及び退職慰労金</p> <p>(2) 非常勤役員に支給する次に定める日当及び月額報酬</p> <p>① 下記会議への出席の都度支給する日当</p> <p style="padding-left: 20px;">常務理事会 30,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">理 事 会 20,000円</p>	<p>定義の用語を揃えるため。</p>

② 担当業務に対する月額報酬

(3) 本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張時の日当)

第7条 本協会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める旅費規程に基づき、日当を支給する。

(費用の支払い)

第8条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、事務局職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

② 担当業務に対する月額報酬

(3) 本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張時の日当)

第7条 本協会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める旅費規程に基づき、日当を支給する。

(費用の支払い)

第8条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2 通勤手当については、事務局職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第9条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合は、第10条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

（算出方法）

第10条 本協会の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。

退任時最終役員月額報酬 × （第11条に定める在任年数） × （第12条に定める係数）

（在任年数）

第11条 在任年数は1ヵ年を単位として、端数は月割とし1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

（係数）

第12条 係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| （1）会長 | 1. 5 |
| （2）副会長 | 1. 4 |
| （3）専務理事 | 1. 3 |
| （4）常務理事 | 1. 2 |
| （5）理事 | 1. 1 |
| （6）監事 | 1. 1 |

（功労加算金）

第13条 本協会は、在任中の業務に関し著しい功労のあった常勤役員に対し、第10条の規定により算出した金額の30%を限度として、功労加算金を支給することがある。

（支給時期）

第14条 役員退職慰労金は、当該常勤役員の退任後2ヵ月以内に支給することを原則とするが、経済状況及び本協会の業績等により、当該常勤役員と

第9条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合は、第10条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

（算出方法）

第10条 本協会の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。

退任時最終役員月額報酬 × （第11条に定める在任年数） × （第12条に定める係数）

（在任年数）

第11条 在任年数は1ヵ年を単位として、端数は月割とし1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

（係数）

第12条 係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| （1）会長 | 1. 5 |
| （2）副会長 | 1. 4 |
| （3）専務理事 | 1. 3 |
| （4）常務理事 | 1. 2 |
| （5）理事 | 1. 1 |
| （6）監事 | 1. 1 |

（功労加算金）

第13条 本協会は、在任中の業務に関し著しい功労のあった常勤役員に対し、第10条の規定により算出した金額の30%を限度として、功労加算金を支給することがある。

（支給時期）

第14条 役員退職慰労金は、当該常勤役員の退任後2ヵ月以内に支給することを原則とするが、経済状況及び本協会の業績等により、当該常勤役員と

協議のうえ支給時期を定めることができる。

第4章 補則

(公表)

第15条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第17条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本サッカー協会の設立の登記の日から施行する。

[改正]

2018年9月8日改正

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000

協議のうえ支給時期を定めることができる。

第4章 補則

(公表)

第15条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第17条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本サッカー協会の設立の登記の日から施行する。

[改正]

2018年9月8日改正

2020年3月29日改正

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000

4	3 5 0, 0 0 0
5	4 0 0, 0 0 0
6	4 5 0, 0 0 0
7	5 0 0, 0 0 0
8	5 5 0, 0 0 0
9	6 0 0, 0 0 0
10	6 5 0, 0 0 0
11	7 0 0, 0 0 0
12	7 5 0, 0 0 0
13	8 0 0, 0 0 0
14	8 5 0, 0 0 0
15	9 0 0, 0 0 0
16	9 5 0, 0 0 0
17	1, 0 0 0, 0 0 0
18	1, 0 5 0, 0 0 0
19	1, 1 0 0, 0 0 0
20	1, 1 5 0, 0 0 0
21	1, 2 0 0, 0 0 0
22	1, 2 5 0, 0 0 0
23	1, 3 0 0, 0 0 0
24	1, 3 5 0, 0 0 0
25	1, 4 0 0, 0 0 0
26	1, 4 5 0, 0 0 0
27	1, 5 0 0, 0 0 0
28	1, 5 5 0, 0 0 0

4	3 5 0, 0 0 0
5	4 0 0, 0 0 0
6	4 5 0, 0 0 0
7	5 0 0, 0 0 0
8	5 5 0, 0 0 0
9	6 0 0, 0 0 0
10	6 5 0, 0 0 0
11	7 0 0, 0 0 0
12	7 5 0, 0 0 0
13	8 0 0, 0 0 0
14	8 5 0, 0 0 0
15	9 0 0, 0 0 0
16	9 5 0, 0 0 0
17	1, 0 0 0, 0 0 0
18	1, 0 5 0, 0 0 0
19	1, 1 0 0, 0 0 0
20	1, 1 5 0, 0 0 0
21	1, 2 0 0, 0 0 0
22	1, 2 5 0, 0 0 0
23	1, 3 0 0, 0 0 0
24	1, 3 5 0, 0 0 0
25	1, 4 0 0, 0 0 0
26	1, 4 5 0, 0 0 0
27	1, 5 0 0, 0 0 0
28	1, 5 5 0, 0 0 0

29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000
32	1,750,000
33	1,800,000
34	1,850,000
35	1,900,000
36	1,950,000
37	2,000,000
38	2,050,000
39	2,100,000
40	2,150,000
41	2,200,000
42	2,250,000
43	2,300,000
44	2,350,000
45	2,400,000
46	2,450,000
47	2,500,000

29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000
32	1,750,000
33	1,800,000
34	1,850,000
35	1,900,000
36	1,950,000
37	2,000,000
38	2,050,000
39	2,100,000
40	2,150,000
41	2,200,000
42	2,250,000
43	2,300,000
44	2,350,000
45	2,400,000
46	2,450,000
47	2,500,000